2　車両中枢部を保護するための装甲
3　兵器取付け用の特殊補強材又は銃架（第一号ロの（二）、同号ニの（四）及び前号ハに掲げるものを除く。）
4　ブラックアウトライト
（二）次のいずれかに該当するもの
1　砲架又は地雷の敷設若しくは第三号に掲げるものの発射のための装置を有する戦車その他の軍用武装車両又は軍用車両
2　装甲車両
3　水陸両用車両又は渡河用車両
4　回収車
5　けん引車
6　弾薬又は兵器システム及びこれらのものの積卸し用の装置を輸送するための車両
ロ　オフロード走行が可能な全輪駆動車であって、アメリカ合衆国司法省国立司法研究所耐弾防護素材基準のレベル三又はこれと同等以上の強度の耐弾機能を有する物質により製造され又は覆われたもの
ハ　装甲又は耐弾性能を有する民間の車両又はトラックであって、現金又は貴重品を輸送するために設計又は改造したもの
八　催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く。）若しくはこれらの関連物質又は放射性製剤であって、次のイ又はロに該当するもの（ハに掲げるものを除く。）
イ　放射性製剤であって、戦時において使用することにより、人間若しくは動物に被害を及ぼし、装置の機能を妨げ、農作物に被害を及ぼし、又は環境を害する効果を増大するよう改良したもの
ロ　催涙剤若しくはくしゃみ剤、活性化された化学成分又はこれらの化合物（次に掲げるものを含み、食品の製造又は医療の用に供するものとして包装されたものを除く。）
（一）ブロモベンジルシアニド
（二）クロロベンザルマロノニトリル
（三）クロロアセトフェノン
（四）ジベンズ―（b・f）―一・四―オキサゼピン
（五）ジフェニルアミンクロロアルシン（アダムサイト）
（六）N―ノナノイルモルホリン
ハ　第三条第一項第一号ルに掲げるもの
九　催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く。）、若しくはこれらの関連物質、化学製剤、細菌製剤若しくは放射性製剤の散布、探知若しくは識別のため若しくはこれらのものからの防護のために設計した装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの（軍用に設計したものに限る。）
イ　次のいずれかに該当するものの散布のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品
（一）前号（同号ハに掲げるものを除く。）、第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）、同項第三号ハ又は第四条第一項第一号に掲げるもの
（二）第三条第一項第四号イからホまでに掲げる前駆物質から生成した軍用の化学製剤
ロ　前号（同号ハに掲げるものを除く。）、第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）、同項第三号ハ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものの探知若しくは識別のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品（個人用照射線量計を除く。）